

五泉市農業委員会

令和6年 第5回 定例総会議事録

会議開催 令和6年5月31日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(19人)

1 番	大湊 弘明	2 番	渡辺 清滋
3 番	今井 聡	4 番	亀山 公子
5 番	大槻 彰吉	6 番	高橋 喜美子
7 番	川村 孝雄	8 番	林 毅
9 番	権平 孝男	10 番	金子 信行
11 番	小泉 和吉	12 番	長谷川 亘
13 番	渡邊 利雄	14 番	羽賀 隆
15 番	阿部 伸由	16 番	樋口 勝俊
17 番	酒井 美奈子	18 番	加藤 健一
19 番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について

8. 報告事項

報告第 1 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の記載修正について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和 6 年第 5 回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第 4 条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和 6 年第 5 回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程 4、会期の日程についてであります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程 5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、17 番・酒井美奈子 委員、1 番・大湊弘明 委員 にお願ひします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願い致します。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程 6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、5 番・大槻彰吉(あきよし) 委員から、報告をお願いします。

調査班長(大槻彰吉 委員)

はい議長。議席番号 5 番、現地調査班 大槻です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 5 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、神尾 推進委員、阿部 推進委員、森山 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、本町 6 丁目、尻上、南本町 1 丁目、今泉、馬下、村松地区では、中名沢、刈羽、宮野下、川内 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

議 長 最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 2 件で、贈与が 2 件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、贈与の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、畑 1 筆、合計面積 645 m²を地元に居住する親戚の方へ贈与するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は贈与の案件です。 譲渡人の経営規模縮小

のため、田 10 筆、合計面積 2,714 m²を地元に住する親戚の方へ贈与するものです。
6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を
満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は中名沢地内の田および畑、番号 2 番は川内地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」
は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたし
ます。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数 1 件で、計画者の継承が 1 件となっております。

9 ページをご覧ください。番号 1 番は個人住宅建築敷地として平成 4 年に転用許可
を受けておりましたが、埋め立て後に計画の履行ができなくなったため、計画を承継
者に譲り渡すものであります。計画そのものの内容については 5 条許可申請が併せて

提出されていますので、議第 3 号で説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

7 議件 / 議第 3 号

議 長 続きまして、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 2 件で、売買が 2 件であります。

19 ページをご覧ください。番号 1 番は、先ほどご承認いただきました、議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。今泉地内の登記地目 田 1 筆、合計面積 165 ㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。

26 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ- (ア)」であります。申請地は、第 1 種にも第 3 種にも該当せず第 2 種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

19 ページに戻っていただき、番号 2 番は、宮野下地内の登記地目 畑 1 筆、面積 569 ㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、売買となります。この申請では、転用面積が 569 ㎡であります。個人住宅用地として転用できる面積は、新潟県では上限 500 ㎡を目安とする事が定められています。ただし、残地の形状や農地としての利用の可能性等によっては、目安である 500 ㎡を超えることも認められております。

30 ページをご覧ください。今回の場合、転用面積を 500 ㎡に収めるようにしますと、どこかに 69 ㎡という小さな農地を残すこととなります。譲渡人は市外の住民であり、

現地においてこの農地以外に所有していないため、この 69 m²を残しても農地としての利用の可能性がないこと、譲受人が申請地の東西から出入りするために農地全体の転用を希望していること、以上のことから、目安である 500 m²を超えていても問題がないとして申請を受け付けております。

32 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-a-(a)」であります。申請地は、下水道、水道管が埋設された地域であり、おおむね 500m以内に 2 つ以上の公共施設、具体的には愛宕小学校、さくらアリーナがあることから、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は今泉地内の埋め立て済みの田、番号 2 番は宮野下地内の休耕畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号（①あっせん審査委員会案件）

議 長 続きまして、「議第 4 号・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

35 ページをご覧ください。今月は 3 件の申し出がありました。

番号 1 番から番号 3 番の内容については、令和 6 年 5 月 16 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から番号 3 番は売買の案件です。

番号 1 番は、合計面積 1,587 m²、番号 2 番は、合計面積 5,165 m²、番号 3 番は、合計面積 3,437 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

41 ページの番号 10 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

41 ページをご覧ください。番号 10 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 10 番は、合計面積 1,168 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 10 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 10 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 10 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 14 件、その内、賃貸借の新規は 2 件、再設定は 12 件の申し出がございました。

38 ページからをご覧ください。番号 1 番と番号 2 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 3,357 m²、番号 2 番は、合計面積 1,170 m²。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、先ほどご審議いただいた番号 10 番を除く、番号 3 番から番号 14 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 10 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 10 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 4 号（③中間管理事業案件）

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

79 ページの番号 24 番と 123 ページの番号 58 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

79 ページからをご覧ください。番号 24 番は、合計面積 3,063 m²。こちらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

また、123 ページの番号 58 番は、今ほど説明いたしました番号 24 番を機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中

間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9番、権平です。番号24番は譲受人が公社に貸し付ける訳でしょ。で、58番は関係委員が受け取る訳だ。ということは、貸し出す場合は関係委員は関係ない訳でしょ。受け取る側なんだから。ということはいま退席というのはおかしいんじゃないか。

議 長 事務局。

藤田主査 はい。おっしゃる通り関係委員が関係するのは公社から貸し付ける部分の案件のみであります。ですが、ご説明させていただく方法として公社に貸す案件と公社から受ける案件を一括の案件として出ていますので、説明の方法として一括して説明させていただいたところであります。

権平孝男 委員

それは良いんだけど、なぜ前半で退席になるかってことなの。それは後段だけで良いと思うのですけど。あくまで譲渡人が公社に貸すだけなんだから。関係委員は関係ないんだから。

松尾局長 はい。

議 長 松尾局長。

松尾局長 出し手と受け手ということで今回セット説明させていただきました。関係するのは受け手の部分だけなんですけども、今までの流れのなかで言いますと、委員の皆さんが関連する部分は先に審議をしています。その流れでいきますと、出し手の方をご審議いただく前に受け手をご審議いただくという形になり順番が逆になってしまう部分もございまして、一緒に説明をさせていただきました。

というところで、24番については直接は関連しないんですけども後で関連してくるということで、この段階でご退席をお願いしたというものであります。ご了解いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員
ただ、今後もこういう案件もたくさん出てきそうな気がしますけど。

議 長 思いますけど、やはりこういった初めてのことになるかと。

今井聡 委員
関係 委員はトラブってると思っているかな。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 今後もこういった案件があろうかと思いますが、私どもの説明のなかであらかじめお断りするとか、そういった言葉を付け加えるような形、誤解のないような形で説明をするということで務めてまいりたいと思います。

権平孝男 委員
分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。
「農地中間管理事業案件」の番号 24 番と番号 58 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 24 番と番号 58 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」の番号 24 番と番号 58 番を除く案件についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

44 ページからをご覧ください。先ほどご審議いただいたものを含め、今月は 34 件の申し出がございました。

番号 1 番は、56 ページをご覧ください。合計面積 59,517 m²。番号 2 番は、61 ページをご覧ください。合計面積 19,141 m²。番号 3 番は、合計面積 12,051 m²、番号 4 番は、合計面積 6,084 m²、番号 5 番は、合計面積 6,223 m²、番号 6 番は、合計面積 11,696 m²、番号 7 番は、合計面積 4,249 m²、番号 8 番は、面積 1,070 m²、番号 9 番は、合計面積 6,254 m²、番号 10 番は、合計面積 4,084 m²、番号 11 番は、合計面積 1,834 m²、番号 12 番は、合計面積 16,057 m²、番号 13 番は、合計面積 2,029 m²、番号 14 番は、合計面積 7,500 m²、番号 15 番は、合計面積 7,096 m²、番号 16 番は、面積 1,127 m²、番号 17 番は、合計面積 6,493 m²、番号 18 番は、合計面積 4,052.15 m²、番号 19 番は、合計面積 3,533 m²、番号 20 番は、合計面積 6,972 m²、番号 21 番は、合計面積 1,530 m²、番号 22 番は、合計面積 3,063 m²、番号 23 番は、面積 1,021 m²。

80 ページをご覧ください。番号 25 番は、合計面積 8,048 m²、番号 26 番は、合計面積 5,414 m²、番号 27 番は、合計面積 2,653 m²、番号 28 番は、合計面積 13,001 m²、番号 29 番は、合計面積 6,524 m²、番号 30 番は、合計面積 6,621 m²、番号 31 番は、合計面積 6,019 m²、番号 32 番は、合計面積 930 m²、番号 33 番は、合計面積 3,808 m²、番号 34 番は、合計面積 5,636 m²。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

また、88 ページから始まります、番号 58 番を除く番号 35 番から番号 68 番は、今ほど説明いたしました、番号 24 番を除く番号 1 番から番号 34 番を機構から譲受人に転貸するもので、一括してお諮りするものです。

133 ページをご覧ください。今月は、田 221,407.15 m²、畑 32,986 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号 24 番と番号 58 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号 24 番と番号 58 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 5 号

議 長 続きまして、「議第 5 号・農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

「農地法の適用を受けない事実確認願」いわゆる「非農地証明」は、登記簿上の地目が農地であって、その土地の現況が農地ではなくなっている場合に、一定の要件を満たしていれば、農業委員会総会での議決後、「非農地証明」を交付するものです。

申請人は、この証明をもって自ら法務局に地目の変更登記を行うこととなります。

なお、毎月総会前の農地パトロールでご確認いただいている、いわゆる「登記官照会」は、まず先に地目の変更登記申請があり、登記官から農業委員会に対して確認を求められた場合に回答するという手続きで、この「非農地証明」の手続きを省略化したものであります。

今回の申請は総数 1 件であります。

137 ページをご覧ください。番号 1 番は、馬下地内の登記地目、田 1 筆であります。が、長年耕作がなされておらず、現在は雑草が生い茂り原野化しているものです。現地は周囲を宅地と山林に囲まれ、将来の農地としての利用も見込めず、周辺の農地への影響も少ないため、「農地法の適用を受けない土地」、非農地として確認することはやむを得ないと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長(大槇彰吉 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は馬下地内の農地ですが、すでに原野化した状態でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

12 番、小泉です。この農地は二人の持ち物なんですか。ここにどれくらい割合をもっているのですか。

議 長 事務局。

阿部係長 ご説明いたします。こちらはお二人の共有名義でありまして持分としては 2 分の 1 ずつと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 5 号・農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 5 号・農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程 8、報告事項であります。

「報告第 1 号・令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の記載修正について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、それでは私の方から「令和 6 年度 最適化活動の目標設定等の記載修正につ

いて」報告いたします。

これについては、先月の総会で議決をいただきましたが、新潟県へ報告したところ、2点修正がありましたので、その内容についてご説明いたします。

1点目は、148頁の中段(2)遊休農地の解消、②目標、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消のところで、「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」を0.31haとしておりましたが、0.37haに。それに伴い、その下、緑区分の遊休農地の解消目標面積を0.06haから0.07haに修正いたしました。

2点目は数値の修正ではありませんが、主に農地面積についてであります。これまで、より正確な数値を報告するため、小数点第2位まで表示し報告をしておりましたが、このたび県から小数点以下は四捨五入してほしいと依頼がありましたので修正をしました。

ただし、さきほどの中段(2)遊休農地の解消については、1に満たない数値であり、四捨五入することで1か0になってしまうことから、ここはこれまでどおり小数点以下を表示し報告することといたします。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもって、令和6年第5回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分 閉会)